

# 令和8年度鳥取県 会計年度任用職員（改良普及員） 採用試験募集案内

## ◆鳥取県中部総合事務所東伯農業改良普及所◆

〒689-2301 東伯郡琴浦町八橋212-1

電話 0858-52-2125

<https://www.pref.tottori.lg.jp/c-sougou/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月22日（木）～令和8年2月4日（水）（必着） ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合は、受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和8年2月9日（月） 午後1時30分から ◎試験開始時刻10分前までに、鳥取県東伯農業改良普及所にお集まりください。 (運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。)
試験会場	鳥取県東伯農業改良普及所会議室（鳥取県東伯郡琴浦町八橋212-1）
試験結果発表日	令和8年2月13日（金）（予定）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
改良普及員	1名	正職員と同様に一定の事務（農業改良普及業務）に従事します。 ・ 農業技術・農業経営の改善・発展に向けた農業者等への直接指導、助言、相談対応 ※公用車を運転して県内出張する場合があります。	東伯農業改良普及所

## 3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 普通自動車運転免許（AT限定可）を保有していること。
- (3) 普及指導員資格又は農業関係の企業、団体における農業指導等の実務経験又はそれらと同等の資格（改良普及員資格、専門技術員資格）のある人
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
  - 人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (5) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内容
書類選考	一	応募資格の確認（書類選考結果は別途通知）
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験

#### 5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

#### 6 勤務条件（予定）

給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬 経験年数に応じて 日額 11,320円～12,160円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</li> <li>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月分（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</li> <li>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じて安価な方の額により1月当たり150,000円を上限として支給します。 自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。</li> </ul>
	<p>福利</p> <p>健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限る。</p>
休暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日 及び 勤務時間	<p>月17日</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。</p>
任用の 期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

⑤上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

提出書類等	別紙の「採用試験申込書」に顔写真を貼り付け、受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。 ※郵送の場合は受付期間最終日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。
申込み先	鳥取県中部総合事務所東伯農業改良普及所 〒689-2301 東伯郡琴浦町八橋212-1 電話 0858-52-2125 ※郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。
受験票	受験票の交付はありません。 ※試験当日には、運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

### 【申込書の記載方法】

- ・記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- ・すべての欄にもれなく正確に記入してください。
- ・連絡先は、試験結果を通知しますので、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合は、その番号も記入してください。
- ・「最終学歴」欄には、最終学歴だけを記入してください。

## 8 採用予定者の決定方法

(1) 人物試験の得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。

ただし、試験の得点が一定の水準に満たない場合は、得点にかかわらず不合格とします。

(2) 補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格者の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

補欠合格者有効期限 令和8年3月31日(火)

## 9 試験結果の発表

受験者に合否をお知らせします。

## 10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、合計得点、順位及び試験種目の得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	鳥取県中部総合事務所東伯農業改良普及所

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

## 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに必ず受付をすませてください（遅刻者は受験できません）。
- (2) 受験の際は、運転免許証等の身分証明書（本人確認のため写真付きのものに限る。）を持参してください。
- (3) 敷地内は全面禁煙です。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格通知書（不合格通知書を含む）の発送及び採用手続き以外には利用しません。

### 【試験会場案内図】

